

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）
都市計画千種台霞ヶ丘地区計画を次のように決定する。

| | | |
|---|------------|--|
| 名 称 | | 千種台霞ヶ丘地区計画 |
| 位 置 | | 名古屋市千種区霞ヶ丘の一部 |
| 面 積 | | 約 0. 2 h a |
| 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、名古屋市東部に位置する既成市街地の中にある、周辺は緑豊かで良好な住宅市街地に囲まれていて、地区内の住宅団地は狭小・老朽化が進み、駐車場を始め都市施設の不足が指摘されている。そこで、地区総合整備の1地区として「千種台ふれあいタウン」を位置づけ、老朽化した住宅団地の建替えにあわせて、住宅市街地の環境の維持・改善、美観・アメニティの創出、良好なコミュニティの形成、地域の交通条件の改善、地域の利便の向上及び文化の創造を図る一体的かつ総合的な計画により、21世紀の高齢化社会に対応したまちづくりをめざしている。</p> <p>本地区は、「千種台ふれあいタウン」整備地区内の北部に位置しており、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図り、地区周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境と調和のとれた中層住宅地として、緑豊かで潤いのある都市居住環境の形成を図ることを目標とする。</p> |
| | 土地利用の方針 | 隣接する住宅地高度利用地区計画と併せ、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新と地区周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境との調和を図るために、周辺の低層住宅地と調和した中層住宅を主体とする良好な住宅地を形成する。 |
| | 地区施設の整備方針 | 新たな住宅市街地としての土地利用に対応して良好な市街地環境の形成を図るために、既存の都市計画道路等と併せて一體的な道路等の整備を行う。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 隣接する住宅地高度利用地区計画と併せ、良好な市街地環境の整備を図るために、以下の方針を定める。 |

| | | |
|----------------------------|--------------------------|---|
| | | <ol style="list-style-type: none"> 1 魅力ある居住環境を創出するため、建築物の配置及び意匠に十分配慮する。 2 良好的な住宅地空間を形成するよう、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築物の高さの最高限度を定める。 3 道路と一体となった歩行者空間及び緑化空間を確保するため、建築物の壁面の位置の制限を定める。 |
| | その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建替えを行う各団地では、公共的なオープンスペースを適正に配置する。 2 モータリゼーションの進展に伴う区域内の駐車場需要を勘案し、駐車場整備を促進する。 3 快適な団地空間を創造するため、団地内の電線類の中化を図る。 |
| 地 区 整 備 計 画 | 地区施設の配置及び規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・道 路 区画道路 幅員 8 m、延長 約 20 m ・その他の公共空地 広場 面積 約 100 m² (配置は計画図表示のとおり) |
| | 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 10分の15 |
| | 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 10分の4 |
| | 壁面の位置の制限 | <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）は、下記に示す位置を超えて建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画道路の道路境界線から3m 2 当該地区計画の区画道路の計画線及び隣地境界線から2m <p>ただし、壁面の位置の制限を満たさない位置にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| | | においては、この限りでない。 |
| | | (1) 外壁等の中心線の長さの合計が 4 m 以下であるもの (2) 階数 1 の付属建築物（自動車車庫、自転車置場、物置 その他これらに類するもの） (3) 公公用の歩廊及びこれに類するもの |
| | 建築物等の高さ の最高限度 | 1 5 m |
| | 建築物の形態又 は意匠の制限 | 建築物は、周辺環境と調和する形態及び意匠とし、色彩 は、統一感をもたせるものとする。 |
| 備 考 | 用語の定義及び算定方法については、建築基準法（昭和25年法律第 201 号）及び同施行令（昭和25年政令第 838号）の例による。 | |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

老朽化した住宅団地の建替えに併せ、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図り、周辺の低層住宅に係る良好な環境と調和のとれた都市居住空間の形成を図る。